

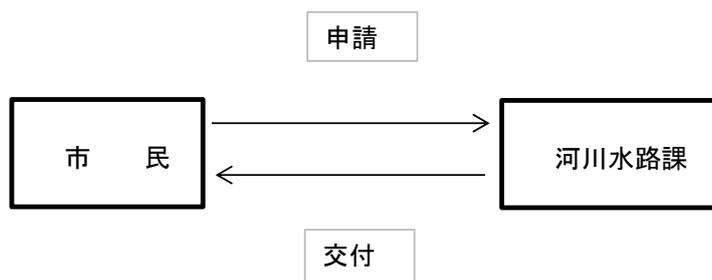
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 14

処 分 名	河川保全区域における行為の許可	
処 分 の 概 要	土地の掘さく、盛土又は切土、工作物の新築又は改築などをしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第55条第1項	
所 管 課	河川水路課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	15日	
標準処理期間	計	15日
審査基準	<p>河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。</p> <p>(1)土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○掘削及び切土について <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該掘削又は切土により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。</li> <li>ロ 基盤漏水の原因とならないものであること。</li> </ul> </li> <li>○盛土について <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 堤防法尻に滞水することのないよう雨水等の排水に考慮すること。</li> <li>ロ 河川管理施設の維持管理上支障がないこと。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2)工作物の新築又は改築について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当該工作物の荷重バランスを崩さないものであること。</li> <li>○基盤漏水の原因とならないものであること。</li> <li>○止水性のある工作物にあつては、堤防内の浸潤面の上昇の程度を把握し、堤防の法面の崩壊の原因とならないこと。</li> </ul> <p>【根拠法令等】</p> <p>河川法 (河川保全区域における行為の制限)</p> <p>第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為</li> <li>二 工作物の新築又は改築</li> </ol> <p>河川法施行令 (河川保全区域における行為で許可を要しないもの)</p> <p>第三十四条 法第五十五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げるもの(第二号から第五号までに掲げる行為で、河川管理施設の敷地から五メートル(河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離)以内の土地におけるものを除く。)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 耕耘(うん)</li> <li>二 堤内の土地における地表から高さ三メートル以内の盛土(堤防に沿って行なう盛土で堤防に沿う部分の長さが二十メートル以上のもものを除く。)</li> <li>三 堤内の土地における地表から深さ一メートル以内の土地の掘さく又は切土</li> <li>四 堤内の土地における工作物(コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽(そう)、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。)の新築又は改築</li> <li>五 前各号に掲げるもののほか、河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為</li> </ol> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号)</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(H6.9.30 河政発53号)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



総日数15日(休日は含まない)

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。